

## ○大野町公式ウェブサイト広告取扱要領

平成24年2月1日

要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野町広告掲載要綱（平成24年大野町要綱第2号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、大野町公式ウェブサイト（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「バナー」という。）とする。

(掲載可能なバナー等の範囲)

第3条 ホームページにバナーを掲載できる者、バナーの内容、バナーのデザイン及びリンク先ウェブサイトの内容の範囲は、要綱の規定に準ずるものとする。

2 次の各号のいずれかの表現を含むバナーは、掲載しない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「注意」、「警告」等の警告を表すものをいう。）
- (3) ラジオボタン（選択できるようなものをいう。）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるものをいう。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるものをいう。）
- (6) 閲覧者が、ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同し、又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現

(バナーの掲載場所、規格等)

第4条 バナーの掲載場所は原則としてホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置及び掲載可能枠数は町長が指定するものとする。

2 バナーの1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50ピクセル

(2) 横 174ピクセル

(3) 容量 5キロバイト以内

(4) データ形式 GIF形式（アニメーション及び透過GIF不可）又はJPEG形式

（バナーの掲載期間）

第5条 バナーを掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位とし、原則として連続する掲載期間は12か月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、バナーの掲載可能枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

3 掲載期間には、維持管理等のため、ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

（バナーの掲載期間）

第6条 バナーの掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

（バナーの掲載の申込み及び決定）

第7条 ホームページにバナーの掲載を希望する者（以下「広告主」という。）

は、大野町公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「掲載申込書」という。）にバナーの原稿及びこれを記録した記録媒体を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、掲載申込書の提出があったときは、要綱第10条第1項の審査会の審査を経て、バナーの掲載の適否を決定し、大野町公式ウェブサイトバナー広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により提出されたバナーの原稿及びこれを記録した記録媒体は、返還しない。

（バナーの掲載料金等）

第8条 バナーの掲載料金は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消

費税を含む。)とする。

2 バナーの掲載は、1 広告主につき 1 枠限りとする。

(バナーの掲載料金の納付)

第 9 条 バナーの掲載料金は、前納を原則とし、広告主は町長が指定する期日までに町が発行する納付書により、納入しなければならない。

(バナーの掲載料金の返還)

第 10 条 バナーの掲載料金は、返還しない。ただし、町の都合によりバナーの掲載ができなくなった場合（ホームページの維持管理のためにホームページの公開を停止した場合を除く。）は、この限りでない。

(バナーの掲載の取消し)

第 11 条 町長は、掲載するバナーの内容が掲載申込書の提出があった時から変更された場合であって、要綱の規定に違反すると判断したときは、バナーの掲載を取り消すことができる。

2 町は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(ウェブサイト閲覧者に対する被害賠償等)

第 12 条 広告主の掲載したバナー又はこれにリンクするウェブサイトを開覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けたとき、及び広告主と閲覧者との間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等の問題解決に速やかに対処するものとする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

## 大野町公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書

大野町長 宛

大野町の公式ウェブサイトにもバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みします。  
 なお、バナー広告の掲載に当たっては、大野町の広告掲載等に関する規定を遵守します。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		〒	—
	ふりがな			
	名 称			
	ふりがな			
	代表者職氏名			
	ふりがな			
	担当者職氏名			
	連 絡 先	電 話		
		F A X		
		Eメールアドレス		
業 種				
リンク先のアドレス				
バナー広告の内容				
掲載希望期間		年 月 から 年 月まで（ ヶ月）		
備考		最新年度（納期未到来で納付額がない場合は前年度）の住民税納税証明書（法人にあっては法人町民税の、個人事業主にあっては町・県民税の納税証明書）を提出のこと。		

- 注意事項
- 1 バナー広告の規格は、縦 50 ピクセル、横 174 ピクセル、G I F形式（アニメを除く 5 キロバイト以内）
  - 2 バナー広告の掲載は 1 ヶ月で 1 単位とし、最長 1 2 ヶ月まで（継続は可能）
  - 3 バナー広告の掲載料は前納付とし、掲載を中止した場合でも掲載料は返還しません。
  - 4 リンク先を中止又は閉鎖する場合、申込みの内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。
  - 5 個人情報については、バナー広告の掲載以外の目的には一切使用しません。
  - 6 備考の提出書類については、町税等を滞納していないことが条件です。住民税非課税の場合は、法人にあっては設立届けを、個人にあっては非課税証明書を提出してください。

別記様式第2号（第7条関係）

大野町公式ウェブサイトバナー広告掲載（不掲載）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大野町長



年 月 日付けで申込みのありましたバナー広告の掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）こととなりましたので通知します。

記

リンク先のアドレス	
広告掲載期間	年 月 から 年 月 まで（ ヶ月）
広告掲載料	金 円（税込み）
広告を掲載しないこととした理由	

- 注意事項
- 1 バナー広告の掲載料は、掲載を中止した場合でも返還しません。
  - 2 リンク先を中止又は閉鎖する場合、申込みの内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。
  - 3 大野町広告掲載要綱及び大野町公式ウェブサイト広告取扱要領の規定を遵守してください。
  - 4 バナー広告の内容が申込みの時から変更された場合であって、大野町広告掲載要綱又は大野町公式ウェブサイト広告取扱要領の規定に違反したときは、バナー広告の掲載を取り消すことがあります。